

# 知っ得

情報ボックス

## 「行政相談所」が開設

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて苦情や要望はありませんか。行政相談員は、地域での皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組み、手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を行っています。

相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○日時

5月22日(火)

午前9時～正午

○場所

指江庁舎大会議室

○行政相談員

池田 尚正氏(指江集落)

下平 隆康氏(矢堂集落)

◎問い合わせ先

役場総務課

☎(86) 1111

## 長島町と韓国吉祥面間の国際交流事業を自粛

長島町と韓国の仁川廣域市江華郡吉祥面の間では、平成

6年に友好姉妹盟約を調印し、これまで両国間で国際交流を実施してきました。

しかし、平成22年1月の訪問団受け入れから現在まで、新型インフルエンザ、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの影響で交流を中止しています。

本町では、平成24年度に予算措置を行い、相互間交流の実施に向け調整してきましたが、今後も韓国の口蹄疫発生の懸念がぬぐい切れません。農林水産省や鹿児島県、鹿児島県及び農協、関係各位からの情報をもとに検討した結果、家畜防疫の観点から、両国が清浄国となった時点で交流を再開することになりました。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

役場企画財政課

☎(86) 1111

## 老後に役立つ「農業者年金」

農業者年金は、農業者のための年金です。自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が

決まる「積み立て方式」の年金です。農業者年金の加入についてのご相談は、農業委員会事務局、または、お近くの農業協同組合支所で受付していますのでお気軽にご相談ください。

○加入の要件

・20歳以上、60歳未満である  
国民年金の第1号被保険者、国民年金保険料の免除を受けていないかた。

・年間60日以上農業に従事しているかた。

※要件を満たす場合には保険料の国庫補助が受けられます。

◎問い合わせ先

農業委員会事務局

☎(86) 1111

## 個人住民税の扶養控除が変更

平成24年度から個人住民税の扶養控除が変わりました。

○扶養控除とは

個人住民税において、納税者に扶養親族がいる場合に、納税者の所得金額から一定の所得控除を行うものです。

○見直しの内容

- ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。
- ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円となります。

◎問い合わせ先

役場税務課

☎(86) 1111

県庁税務課

☎099(286)2199

## 6月4日～10日は歯の衛生週間です

6月4日からの「歯の衛生週間行事」として、地区小・中学校児童生徒による図画・ポスター展を開催します。

①地区小・中学校児童生徒による図画・ポスター展

○日時

6月1日(金)～

6月10日(日)

○場所

Aコープ鹿兒島あずま店  
ファミリーマートながしま鷹巣店、Aコープ鹿兒島ながし